

令和5年3月16日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 鎌田

令和3年(ネ)第73号 国家賠償請求控訴事件

(原審・札幌地方裁判所平成30年(ワ)第887号)

口頭弁論終結日 令和4年10月26日

判 決

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、1650万円及びこれに対する平成30年6月23日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 控訴人の当審におけるその余の拡張請求を棄却する。
- 4 訴訟費用は、第1、2審を通じてこれを2分し、その1を控訴人の負担とし、その余を被控訴人の負担とする。
- 5 この判決の主文第2項は、この判決が被控訴人に送達された日から14日を経過したときは、仮に執行することができる。ただし、被控訴人が1500万円の担保を供するときは、その仮執行を免れることができる。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、3300万円及びこれに対する平成30年6月23日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要（以下、略語は原判決の例により、原判決を引用する場合、「原告」を「控訴人」、「被告」を「被控訴人」、「別紙」を「原判決別紙」とそれぞれ読み替える。）

- 1 本件は、旧優生保護法（平成8年法律第105号による改正前の優生保護法（昭和23年法律第156号））に基づいて優生手術を強制されたとする控訴

人が、被控訴人において旧優生保護法を制定したこと、これを平成8年まで改廃しなかったこと、同法改廃後も救済措置等をとらなかったことなどに違法がある旨主張して、被控訴人に対し、国家賠償法1条1項に基づき、損害賠償金3300万円（慰謝料3000万円、弁護士費用相当損害金300万円）の一部請求として1100万円（慰謝料1000万円、弁護士費用相当損害金100万円）及びこれに対する違法行為の日の後である平成30年6月23日（訴状送達の日翌日）から支払済みまで民法（平成29年法律第44号による改正前のもの。以下同じ。）所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

原審は、控訴人の請求を棄却した。

これに対し、控訴人は本件控訴を提起した。なお、控訴人は、当審において、被控訴人に対する請求を3300万円及びこれに対する平成30年6月23日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求める内容に拡張した。

2 前提事実、争点及び当事者の主張は、次のとおり原判決を補正し、後記3のとおりに当審における当事者の主張を付け加えるほか、原判決「事実及び理由」の「第2 事案の概要」の1及び2並びに「第3 当事者の主張」に記載のとおりであるから、これを引用する。

（原判決の補正）

(1) 原判決1頁25行目の「昭和23年7月13日に成立し」を「昭和23年6月28日に成立し、同年7月13日公布され」に改める。

(2) 原判決2頁26行目末尾に改行の上、次のとおり加える。

「そして、同法の別表には「遺伝性精神病」として、「精神分裂病、そううつ病、てんかん」が挙げられていた。」

(3) 原判決3頁8行目の「成立した」を「成立し、同月26日公布され、同年9月26日施行された」に改める。

(4) 原判決 3 頁 1 6 行目の「本件訴訟を提起し」の次に「、その訴状は、同年 6 月 2 2 日、被控訴人に送達され」を加える。

(5) 原判決 3 頁 2 4 行目の「民法 7 2 4 条後段の適否」を「民法 7 2 4 条後段の適用の可否」に改める。

5 (6) 原判決 6 頁 5 行目の「憲法尊重擁護義務」の次に「(憲法 9 9 条)」を加える。

(7) 原判決 6 頁 2 4 行目末尾に次のとおり加える。

「本件各規定による強制不妊手術を受けた者は、憲法上の権利を侵害されたこと、旧優生保護法施行時における国会議員から予断と偏見を持たれていた絶対的少数者であったこと、上記手術による被害の態様・重大性、被害者の特性、被害の回復困難性、被害の広汎性、国家賠償法による現実的救済可能性を考慮すると、国家賠償法による救済では不十分であり、平成 8 年改正を機に、国会議員は、国家賠償法とは別の、上記手術による被害に特化した特別の補償立法をする義務が生じたというべきである。なお、一時金支給法は、被控訴人の法的責任を前提とする損害賠償ではなく、支給内容は、損害賠償に代替する程のものということとはできないから、一時金支給法をもって上記必要性に応じた立法がされたということとはできない。」

10 (8) 原判決 7 頁 1 1 行目の「厚生労働大臣」の次に「(平成 1 3 年 1 月 5 日以前は厚生大臣。以下同じ。)」を加える。

15 (9) 原判決 9 頁 2 6 行目冒頭から同 1 0 頁 1 行目末尾までを削る。

20 (10) 原判決 1 0 頁 1 4 行目から 1 5 行目にかけての「消滅するところ」の次に「、「不法行為の時」(民法 7 2 4 条後段)に不法行為と相当因果関係の範囲内にある全損害が発生しているという前提に立つから、旧優生保護法の適用によって控訴人に生じる具体的な権利侵害は、優生手術の実施時に発生したとみるべきであって」を加える。

25 (11) 原判決 1 0 頁 2 6 行目末尾に「民法 7 2 4 条後段は、不法行為による損害

賠償請求権に関して、早期確定が加害者とされる側の利益ともなること、権利行使の期間を長期にわたって認めることが被害者側の保護にはなっても、加害者側との関係で衡平を欠く場合もあり得ることから、被害者の保護とその加害者と目される者の利害の調整を図った上で、20年という期間を定め、その限りにおいて不法行為をめぐる法律関係の画一的な確定を図ったものと解されるのであり、同条後段の規定が除斥期間を定めたものであるとの確立した解釈は合理的なものである。」を加える。

(12) 原判決 1 1 頁 1 行目から 2 行目にかけての「権利行使を現実に期待することができた時点」を「被害者にとって客観的に権利行使が可能な程度に損害が顕在化した時」に改め、同 3 行目末尾に「控訴人が優生手術の実施に関する損害賠償請求において主張する損害は、優生手術により生殖能力を失ったことによる精神的損害であり、その損害は加害行為である優生手術の実施と相当因果関係の範囲内にあるから、優生手術実施時に既に発生していることになり、優生手術実施時が除斥期間の起算点となる。そして、除斥期間の起算点の判断に当たり、被害者等による権利行使の可能性は考慮されない。」を加える。

(13) 原判決 1 1 頁 1 0 行目末尾に「控訴人の主張は、控訴人の本件損害賠償請求に国家賠償法 4 条、民法 7 2 4 条後段を適用する限りでこれらの規定を違憲とするものと理解できるが、一般的な法令違憲の審査とは別の審査をする意味はない。また、これらの規定は、国家賠償制度の具体的、細目的な事項の設計、法制化を国会の合理的な裁量に委ねた憲法 1 7 条の趣旨に反するものではない。」を加える。

(14) 原判決 1 2 頁 1 行目の「受け続けているのであって」を「受け続けている。本件各規定に基づく強制不妊手術による苦痛は重大で、その効果に継続性が認められるし、上記手術により侵害された控訴人のリプロダクティブヘルス & ライツには、生殖に関する自己決定権のほかに、性と生殖に関する情報と

サービスにアクセスすることのできる権利及び最高水準の性と生殖に関する健康を得る権利が含まれており、被控訴人が上記手術を受けた者に対して個別の通知を行わず、生殖能力を取り戻すための生殖補助技術の利用等を案内しなかったことにより、これらの侵害は現在も継続しているから」に改める。

5 (15)原判決12頁3行目から4行目にかけての「除斥期間の起算点は」から7行目の「状況になったのは」までを、「除斥期間の起算点は、単に事実として損害が発生した時ではなく、被害者にとって客観的に権利行使が可能な程度に損害が顕在化した時と解すべきである。そして、本件各規定に基づく強制不妊手術は、旧優生保護法が改正された平成8年まで適法とされていたから、それまでの権利行使を合理的に期待することができないことは明らかである。また、平成8年改正後も、被控訴人は、平成31年4月24日に一時金支給法が成立するまで、上記手術は適法にされたものであると主張し、謝罪及び補償の意思を表明しなかったことに照らすと、上記手術を受けた者がそのことを理由に損害賠償請求の訴えを提起することが可能な程度に損害が顕在化したといえることができるのは、①一時金支給法が制定された平成31年4月24日に、同行目の「①」を「②」に、同8行目の「②」を「③」に、同9行目の「③」を「④」に、同11行目の「④」を「⑤」にそれぞれ改める。

10
15
20 (16)原判決13頁4行目末尾に「これは、控訴人の本件の損害賠償請求について国家賠償法4条、民法724条後段を適用することの違憲性を主張するものであり、猿払事件上告審判決（最高裁昭和49年11月6日大法廷判決・刑集28巻9号393頁）の事案とは異なり、このような主張が法令の一部違憲であると主張するに等しいということにはならない。」を加える。

3 当審における当事者の主張

(1) 厚生労働大臣の不作为について

(控訴人の主張)

厚生労働大臣は、旧優生保護法施行後平成8年改正まで約50年間にわたり、本件各規定に基づく強制不妊手術の実施を積極的に推進し、優生思想を定着させたという先行行為に基づき、上記手術の違憲性を認め、被害実態を検証し、金銭賠償、謝罪を含む被害者の被害を回復するための措置を講ずべき義務を負う。同大臣は、平成16年3月に行われた参議院厚生労働委員会において、被害回復のための救済制度の必要性について言及しているから、遅くとも平成16年3月から調査・政策遂行に必要な合理的期間である3年を経過した平成19年3月までには、上記義務を履行すべきであったにもかかわらず、被害回復のための措置を講ずることも、優生思想を除去するための普及啓発活動を行うこともしなかった。これは、国家賠償法上違法である。
(被控訴人の主張)

本件において、国会議員に国家賠償法とは別の救済制度を構築する立法措置を講じる法的義務があったということはできないから、厚生労働大臣が、控訴人が主張する金銭賠償に関する制度を設け、補償のための予算案・法律案を作成提出するといった被害回復のための措置を講ずる国家賠償法上の法的義務を負っていたということはできない。その他の被害実態を検証し、被害者の被害を回復するための措置を講ずべき義務は、これをすべきことが当然に導かれるような法令の規定は存在せず、当該作為を求められる公務員において、通常なすべきこととして認識することができる程度に、その発生要件及びなすべき内容が明確であるということはできない。また、仮に、優生思想を除去するための普及啓発活動を行う義務があるとしても、国民一般に対して負うものであって、優生手術等の優生政策により人権侵害を受けたという個別の国民に対して負うものではないから、それは国家賠償法上の法的義務ではない。

(2) 正義・公平の理念に反することを根拠とする民法724条後段の適用制限について

(控訴人の主張)

民法724条後段が除斥期間であると解するとしても、最高裁平成10年6月12日第二小法廷判決・民集52巻4号1087頁及び最高裁平成21年4月28日第三小法廷判決・民集63巻4号853頁に照らすと、著しく正義・公平に反する事情が認められる場合、すなわち、被害者の請求権行使が不可能であるか著しく困難である場合には、民法158条ないし161条の法意に照らし、条理を根拠として、除斥期間が経過しても権利消滅の効果は生じないと解すべきである。

仮に、加害者の行為に起因することを要するとしても、被控訴人が立法した旧優生保護法が、精神的疾患や障害を有する者を不良とする価値判断を示すことにより、これらを有する者がそのことを公言し難い状況を作り出していた上、被控訴人は、平成8年改正後も、平成28年3月22日に厚生労働大臣等が本件各規定に基づく強制不妊手術が適法である旨の答弁をするなど、一貫して、本件各規定に基づく強制不妊手術が適法なもので何ら不法行為に当たらないと主張し続け、被害者である控訴人が自己に国家賠償法上の損害賠償請求権が成立しているという認識を抱くことを積極的に阻害し、権利行使を阻害し、平成8年改正の事実及びその経緯を国民に説明して優生思想の払拭を図ることもしなかった。したがって、加害者の行為に起因して、控訴人の請求権行使が不可能であるか著しく困難であったということが出来る。

ア 控訴人が、請求権を行使することが可能となるのは、最高裁判所が本件各規定は違憲である旨の判決をしたときであり、最高裁判所が上記判決をした後6か月間は、除斥期間の効果の発生は猶予されるというべきである。

すなわち、最高裁判所が上記判決をすることにより、内閣の法律誠実執行義務が確定的に解除されるまでは、被控訴人が国家賠償請求訴訟において違憲性を激しく争うことは必至であり、本件各規定に基づく強制不妊手術を受けた被害者が訴訟遂行するためには、膨大な労力及び負担を負わざ

るを得ないという現実的な障害が生ずる。これは、時効停止規定が想定するのと本質的に類似性を有する場面であるといえる。

イ 内閣総理大臣及び厚生労働大臣による謝罪の談話がない段階では、被
5 控訴人の法的責任は明らかではなく、強制不妊手術が被控訴人による不
法行為を構成する可能性の認識にとどまり、明確に認識するまでには至
っていなかったから、上記障害が解消されたということが出来るのは、
一時金支給法が制定された平成31年4月24日である。そして、一時
10 金支給法が、被害者による早期請求の困難性に配慮して一時金の請求に
5年の猶予期間を与えるとともに、厚生労働大臣や都道府県知事に対し
て強制不妊手術に関する調査義務を課していることに照らし、上記請求
よりも困難な訴訟提起については、少なくとも一時金支給法の施行日か
15 ら5年間は、民法724条後段の効果は生じない。

ウ 控訴人には、旧優生保護法の存在及びこれに基づく被控訴人の施策に
20 より、本件各規定に基づく手術の対象となる者への差別・偏見が作出・
増幅され、被控訴人が、平成8年改正後も、優生思想を払拭する政策を
何ら推進しなかったことにより、「精神分裂病」と診断されて強制不妊
手術を受けさせられたことについて差別や偏見にさらされることを危惧
し、訴訟提起の前提となる情報や相談機会へのアクセスが著しく困難な
環境が解消されず、また、上記手術に関する情報を独占的に有する被控
25 訴人が調査して控訴人に対し上記手術が本件各規定に基づくものである
との事実を告知しなかった結果、本件各規定に基づく強制不妊手術を受
けたとの認識を有していなかったという意味で権利行使の障害があった。

これが解消されたのは、優生手術に係る国家賠償請求訴訟が平成30
30 年1月30日仙台地方裁判所に提起されたことが報道され、控訴人がそ
のを知り、同年2月に弁護士に相談したときである。控訴人は、そ
のときから6か月が経過するまでに本件訴訟を提起したから、除斥期間

の適用は制限される。

(被控訴人の主張)

民法724条後段は、不法行為をめぐる法律関係の速やかな確定を図ることを意図して、被害者の保護と加害者と目される者が長期間の経過により反証資料を失った後に訴訟上加害者とされることを防ぐという利害の調整を図った上で、20年という期間を定め、その限りにおいて、不法行為をめぐる法律関係の画一的な確定を図ったものであり、基本的に、個々の当事者の個別的な事情を考慮することなく、損害賠償請求権を画一的に消滅させることとしていることに照らすと、同条後段の除斥期間の規定の適用が制限される場合があり得るとしても、それには、前掲最高裁平成10年6月12日第二小法廷判決及び前掲最高裁平成21年4月28日第三小法廷判決の各事案のように、①時効の停止のような除斥期間の経過による効果を制限する根拠となる明文の規定（民法158条1項又は160条のように、これを適用すれば期間の経過による不利益を回避し得ることを許容するものとしてその法意を参照することが可能な明文の規定）と、当該規定により法定された客観的な事由に相当する事由（権利を行使すること及び時効中断の措置をとることが不能又は著しく困難ということができると客観的な事由）が存在し（基準①）、かつ、当該客観的な事由が債務者（加害者）の不法行為に起因するため、除斥期間の経過による効果を債権者（被害者）に甘受させることが著しく正義・公平の理念に反すると評価される（基準②）という特段の事情が必要である。

本件では、民法158条ないし160条が定める事由はなく、類型的にみて権利行使を期待することができないような客観的な事由も認めることができず、他に除斥期間の経過による効果を制限する根拠となる明文の規定は見当たらないから、基準①に係る客観的な事由があると認めることはできず、基準②について検討するまでもなく、除斥期間の経過による効果を制限する

5
特段の事情を認めることはできない。控訴人は、昭和35年頃（遅くとも同
年中）、強制不妊手術を受け、入院していた精神科病院において「子どもが
できなくなる手術」をする旨の説明を受け、手術の内容を認識していたので
あり、また、旧優生保護法が平成8年まで存在し、同法に基づいて優生手術
が実施されていたことは公にされていたのであるから、控訴人が自己に不妊
手術が実施された理由や根拠を調査し、検討することは可能であり、自己に
実施された手術が同法に基づく優生手術であることを認識する機会がなかつ
たということとはできない。

10
ア 控訴人は、最高裁判所が本件各規定は違憲である旨の判決をしてから6
か月以内に訴えを提起すれば、民法724条後段の効果が生じないと主張
する。しかし、上記判決前における国家賠償請求訴訟において被害者側が
負う膨大な労力・負担という現実的な障害は、婚姻の性質上、夫婦関係の
継続中に相互の間で権利行使や時効中断の措置をとることを期待すること
ができない場面（民法159条）や、相続によって相続財産に関する権利
の主体が変更されたが、相続人が未確定等の間に時効中断の措置をとるこ
15
とが困難な場面（同法160条）とは異なる。

20
イ 被害者が自己の受けた被害自体を認識しても、それが不法行為により生
じたものであることを認識することができないうちは加害者に対して損害
賠償請求権を行使することを現実に期待することができないといった事情
は、被害者の認識又は認識可能性という主観的な事由であり、客観的な事
由ではない。前記アのとおり、控訴人は、自己に実施された手術が同法に
基づく優生手術であることを認識する機会がなかったということとはできな
いところ、基準①に関する事情（平成8年改正の経緯及び改正後の状況等）
からすれば、遅くとも平成8年改正の後には、これを契機として、いわゆる
25
優生思想や優生手術に関する規定や文言に何らかの法的問題があったこと
について検討することが不可能であったとか、著しく困難であった又はそ

のような状況が継続していたということはできず、客観的な状況による限り、平成31年に一時金支給法が制定される頃まで権利行使をすることが極めて困難ないし事実上不可能であった（基準①）ということとはできない。

また、不法行為であることを客観的に認識し得た時から5年間という、民法724条前段の定める3年間の消滅時効期間よりも長期間にわたる権利行使を可能とすることは法解釈の限界を超えるものである。

ウ 昭和50年代以降、障害者問題に対する国民の関心が高まり、優生条項の削除に関する問題意識が明確化され、平成5年12月に障害者基本法が制定されたことなどを契機として国の内外からの優生保護法改正に向けた意見が強くなり、「現行の優生保護法の目的その他の規定のうち不良な子孫の出生を防止するという優生思想に基づく部分が障害者に対する差別となっている」ことが説明された上で平成8年改正がされ、「強制不妊手術に対する謝罪を求める会」が平成9年9月頃に結成され、厚生省に対し謝罪と補償を求める要望書を提出し、同年11月に強制不妊手術被害者ホットラインを開設したなどの改正経緯及び改正後の状況等からすれば、遅くとも平成8年改正の後には、控訴人において、優生手術に係る国家賠償請求訴訟を提起することができない客観的な状況（基準①）があったということとはできない。また、被控訴人は、控訴人が優生手術に係る国家賠償請求訴訟を提起することができない状況を意図的・積極的に作出したことはないし、平成8年改正前には、昭和54年以降、民法、医師法、身体障害者福祉法、精神衛生法（改正後は精神保健法、再改正後は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律）、心身障害者対策基本法（改正後は障害者基本法）等の各改正をしており、平成8年改正の後も、平成23年には障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の制定、障害者基本法の改正、平成24年には障害者自立支援法（改正後は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）の改正、平成25年

には障害者の雇用の促進等に関する法律の改正及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の制定、令和3年には同法の改正をし、旧優生保護法に基づく優生手術の対象であった障害者等に対する差別等を解消するための取組を行ってきたのであり、旧優生保護法の存在と同法に基づく施策があったとはいえ、被控訴人の行為に起因して、控訴人が、平成30年1月30日に仙台地方裁判所に同種訴訟が提起されたことを知るまで、優生手術に係る国家賠償請求訴訟を提起することができなかった（基準②）と評価することはできない。

(3) 条約等を根拠とする民法724条後段の適用制限について

(控訴人の主張)

ア 条約等の直接適用について

被控訴人が批准又は加入する①市民的及び政治的権利に関する国際規約、②女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約、③拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約、④障害者の権利に関する条約は、締約国に対し、条約上の権利を侵害された被害者の救済を受ける権利を確保する義務を課しており、特に、③の条約14条1項は、締約国に対し、拷問被害者に対して完全な補償をする義務及び補償を受ける権利を阻害する時効の制限を適用してはならない義務を課している。これらは、いずれも内容が明確であり、裁判規範として直接適用が可能である。また、⑤国際連合総会において採択された「国際人権法及び国際人道法の重大な違反の被害者のための救済と補償の権利に関する基本原則及びガイドライン」では「時効は、国際人権法及び国際人道法の重大な違反であって国際法上の犯罪を構成するものには適用されない」とされているところ、このルールは慣習国際法となっており、「確立された国際法規」（憲法98条2項）に当たる。そして、本件各規定に基づく強制不妊手術は、重大な人権侵害であるから、本件請求について民法72

4条後段を適用することは、上記各条約又は憲法98条2項に違反する。

イ 条約等の間接適用について

民法724条後段を除斥期間とする解釈を維持することの合理性の有無、最高裁平成元年12月21日第一小法廷判決・民集43巻12号2209頁が指摘する除斥期間の立法目的が本件被害にも妥当するか否か、除斥期間の適用制限を認める最高裁判決の射程範囲（基準）がどのようなものかを検討するに当たっては、強制不妊手術が日本の批准又は加入する多くの
5 人権条約に違反するとともに、前記アの③の条約や慣習国際法上、その被害者に対する補償について時効は適用されないとされていること、国際人
10 権機関により、度重なる勧告や質問が繰り返されていること、前記アの④
の条約の批准に向けた法改正運動等による障害者の人権保障に対する社会
意識の変化、本件訴訟提起を契機とする社会の認識・意識の変化、除斥期
間をなくし時効に統一した平成29年法律第44号による民法の改正とい
った事情を考慮すべきである。そうすると、本件請求について民法724
15 条後段は適用されない。

(被控訴人の主張)

ア 条約等の直接適用について

控訴人が指摘する③の条約14条1項は、締約国に対し、拷問に当たる
行為の被害者の救済を受ける権利及び賠償を受ける権利を締約国の「法制
20 において確保する」ことを規定したものにすぎず、これらの権利について
除斥期間の規定の適用を当然に否定することを規定したものではない。ま
た、控訴人が指摘する⑤の基本原則及びガイドラインは、国際連合憲章1
0条等に基づき採択された国連総会の決議であるから、飽くまで、国連加
盟国に対する勧告としての意味を有するにすぎず、国連加盟国に対する法
25 的拘束力を有するものではないし、国際法上の犯罪を構成する国際人権法
の重大な違反及び国際人道法の深刻な違反に対して時効は適用されないと

の規定（原則6）は、その検討経過等に照らし、慣習国際法として確立しているということもできない。

イ 条約等の間接適用について

前記アの事情に加え、民法724条後段の規定は、不法行為による損害賠償請求に関して、加害者でなくても、長期間経過後に反証資料を失い、訴訟上加害者とされる者もあり得るから、早期確定は加害者とされる側の利益ともなること、権利行使の期間を長期にわたって認めることが被害者側の保護になっても、加害者側との関係で衡平を欠く場合もあり得ることから、このような被害者の保護とその加害者と目される者の利害の調整を図った上で20年という期間を定め、その限りにおいて不法行為をめぐる法律関係の画一的な確定を図ったものと解されるのであり、「強制不妊手術」という不法行為の内容・性質等に着目して、「強制不妊手術という類型の被害」については民法724条後段の規定の「適用が制限される」とする余地はない。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所は、控訴人の請求は、1650万円及びこれに対する平成30年6月23日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求める限度で理由があると判断する。その理由は、次のとおりである。

2 認定事実

次のとおり原判決を補正するほかは、原判決「事実及び理由」の「第4 当裁判所の判断」の1に記載のとおりであるから、これを引用する。

（原判決の補正）

(1) 原判決13頁9行目冒頭から10行目末尾までを、次のとおり改める。

「昭和23年6月、国会において旧優生保護法が成立し、同年7月13日公布され、同年9月11日施行された。」

(2) 原判決13頁11行目の「際しては」の次に「、法案の提出理由について」

を、同17行目から18行目にかけての「提出した次第であります。」の次に「第二章優生手術の章におきましては、第3条に同意を前提とした任意の優生手術を規定し、第4条から第11条に亘って社会公共の立場から強制的に行い得る優生手術を規定いたしました。」「第4条以下のいわゆる強制断種の制度は社会生活をする上で第三者から見てもまことに悲惨であると認められるものに対しては、優生保護委員会の審査決定によって、本人の同意がなくても優生手術を行おうとするものであります。これは悪質の強度な遺伝因子を国民素質の上に残さないようにするためには是非必要であると考えます。」を、同行目末尾に改行して、「このような優生思想は、高校保健体育の教授指導書にも記載されており、学校の教育現場を通じて、国民一般に対し、優生思想に基づく指導が行われていた。(甲20)」を、それぞれ加える。

(3) 原判決13頁23行目の「1万4566件」を「1万4609件」に改める。

(4) 原判決14頁3行目の「甲4」の次に「、乙19」を加える。

(5) 原判決14頁6行目の「成立し」の次に「、同月26日公布され、同年9月26日施行された。同改正において」を加える。

(6) 原判決14頁8行目の「法案審議に際しては」の次に「、法案の趣旨等について、同年6月14日開催の衆議院厚生委員会及び衆議院本会並びに」を、同行目の「参議院厚生委員会」の次に「及び同月18日開催の参議院本会」を、同9行目の「国会議員」の次に「又は参議院厚生委員会委員長」を、同12行目の「甲17」の次に「、乙31～34」をそれぞれ加える。

(7) 原判決14頁16行目の「人たち」を「人達」に、同17行目の「採られる」を「とられる」にそれぞれ改める。

(8) 原判決15頁14行目の「弁論の全趣旨」を「甲35～38、弁論の全趣旨」に改める。

(9) 原判決16頁7行目から8行目にかけての「甲34」を「甲21、34」に改める。

(10) 原判決16頁18行目末尾に改行の上、次のとおり加える。

「ア 控訴人は、2歳（昭和18年）頃、小児麻痺に罹患して右足から腰にかけて動かなくなる障害を負い、その後、農作業の手伝いをする事ができないことを理由に両親から叱責されることが多かった（甲26〔1頁〕、原審控訴人本人〔1頁〕）。」

(11) 原判決16頁19行目の「ア」を「イ」に、同23行目の「あなたは精神分裂症だし、障害者だし。」を「あなたは精神分裂病で障害者だし」に、同25行目の「小島さんもします」を「精神分裂病だし、障害者だし、小島さんもします」にそれぞれ改める。

(12) 原判決17頁2行目の「イ」を「ウ」に、同6行目の「ウ」を「エ」に、同11行目の「エ」を「オ」にそれぞれ改める。

(13) 原判決17頁13行目末尾に改行の上、次のとおり加える。

「(8) 控訴人が本件訴え提起に至る経緯

ア 控訴人は、上記(7)のとおり受けた手術について、上記病院がその判断で「子どもができなくなる手術」をしたものと認識し、本件各規定に基づく優生手術であることは知らなかった（甲26〔6～8頁〕、原審控訴人本人〔6・8・12・16～19頁〕）。

イ 控訴人は、精神科病院に入院させられた上、「精神分裂病」であるといわれて、「子どもができなくなる手術」を受けさせられたことを、配偶者を含めて誰にも伝えることができなかった（甲26〔5～7頁〕、原審控訴人本人〔9～11・18頁〕）。

ウ 控訴人は、平成30年1月末、仙台地方裁判所に旧優生保護法に基づく優生手術を受けたことを理由に女性が国に対して損害賠償請求訴訟を提起したことを新聞報道で知り、自分が受けた不妊手術も優生手

術ではないかと考え、同年2月1日、初めて配偶者に「子どもができなくなる手術」を受けたことを打ち明け、同月2日、弁護士に相談をした結果、自分が受けた手術が本件各規定に基づく優生手術であることを知った（甲26〔6～8頁〕、原審控訴人本人〔18・19頁〕）。そして、控訴人は、同年5月17日、本件訴訟を提起した（前提事実(5)）。」

3 争点(1)（控訴人に対する優生手術の実施の有無）について

当裁判所も、控訴人は、昭和35年頃（遅くとも同年中）、本件各規定に基づく優生手術を受けたことが認められると判断する。

その理由は、原判決「事実及び理由」の「第4 当裁判所の判断」の2に記載のとおりであるから、これを引用する。

4 争点(2)（旧優生保護法の違憲性）について

当裁判所も、本件各規定は、憲法13条、14条1項及び24条2項に違反すると判断する。

その理由は、原判決18頁24行目から25行目にかけての「高度に身体的な侵襲」を「高度な身体的侵襲」に改めるほかは、原判決「事実及び理由」の「第4 当裁判所の判断」の3に記載のとおりであるから、これを引用する。

5 争点(3)（国家賠償法上の違法性①—平成8年改正前）について

(1) 当裁判所も、国会議員が、昭和23年に本件各規定を定める旧優生保護法を制定した行為は、国家賠償法1条1項の適用上、違法の評価を受けるものと判断する。

その理由は、次のとおり原判決を補正するほかは、原判決「事実及び理由」の「第4 当裁判所の判断」の4に記載のとおりであるから、これを引用する。

（原判決の補正）

ア 原判決21頁16行目の「採る」を「とる」に改める。

イ 原判決 21 頁 21 行目から 22 行目にかけての「2427号」を「2427頁」に改める。

(2) そして、本件各規定の内容が国民の憲法上保障されている権利を違法に侵害するものであることが明白であることに照らすと、旧優生保護法制定当時の時代状況を踏まえてもなお、上記制定をした国会議員には、少なくとも過失があるといえることができる。

(3) そして、控訴人は、昭和 35 年頃（遅くとも同年中）、本件各規定に基づく優生手術を受けさせられ、高度な身体的侵襲を受けた上、これによって生殖能力を不可逆的に喪失し、子をもうけるか否かについての意思決定をする自由を侵害されたものである。

したがって、控訴人は、本件各規定に係る違法な立法行為による権利侵害を受けたのであるから、被控訴人に対し、国家賠償法 1 条 1 項に基づき、損害賠償請求権を有するものといえることができる。

6 争点(5) (損害発生の有無及びその額) について

(1) 慰謝料

上記 5 のとおり、控訴人は、昭和 35 年頃（遅くとも同年中）に、強制的に高度な身体的侵襲を伴う優生手術を受けさせられ、これによって若くしてその生殖能力を不可逆的に喪失し、子をもうけるか否かについての意思決定をする自由を侵害されて、著しい精神的苦痛を被ったものと認められる。そして、控訴人が、上記手術を受けさせられたことを、平成 30 年 1 月に同様の手術を受けた女性が訴訟を提起したことを知るまでの約 57 年間の長きにわたって、配偶者を含め誰にも伝えることができずに悩み続けてきたことなど、本件に現れた全ての事情を考慮すると、その精神的苦痛に対する慰謝料は、1500万円とするのが相当である。

(2) 弁護士費用相当損害金

本件訴訟の内容、経過等に照らすと、本件と相当因果関係のある弁護士費

用相当損害金は、上記(1)の金額の1割に当たる150万円とするのが相当である。

(3) したがって、控訴人は、被控訴人に対し、国家賠償法1条1項に基づき、損害賠償金1650万円及びこれに対する違法行為の後である平成30年6月23日（訴状送達の日翌日）から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める権利を有するものといえることができる。

7 争点(6)（民法724条後段の適用の可否）について

被控訴人は、控訴人が有する上記損害賠償請求権は、「不法行為の時」（国家賠償法4条、民法724条後段）である控訴人が優生手術を受けた昭和35年頃（遅くとも同年中）から20年後である昭和55年（遅くとも同年中）の経過をもって、同条後段により当然に消滅したと主張するので、以下検討する。

(1) 民法724条後段の法的性質について

ア 不法行為による損害賠償請求権に関しては、加害者でなくても、長期間経過後に反証資料を失い、訴訟上加害者とされる者もあり得るから、被害者の保護とその加害者と目される者の利害の調整を図った上で、被害者に対して可及的速やかに救済を求めさせ、法律関係を早期に確定させようとするのが法の意図するところである。民法724条は、不法行為をめぐる法律関係の速やかな確定を意図するものであり、同条前段の3年の時効が損害及び加害者の認識という被害者側の主観的な事情によってその完成が左右されるのに対し、同条後段の20年の期間は、被害者側の認識のいかんを問わず一定の時の経過によって不法行為をめぐる法律関係を確定させるため請求権の存続期間を画一的に定めたものと解するのが相当であるから、不法行為による損害賠償請求権の除斥期間を定めたものと解される（前掲最高裁平成元年12月21日第一小法廷判決、前掲最高裁平成10年6月12日第二小法廷判決、前掲最高裁平成21年4月28日第三小法廷判決参照）。平成29年法律第44号による民法改正により同条が改め

られ、不法行為の時から20年間行使しないときには時効によって消滅するものとされたが（民法724条柱書き及び2号）、このことにより、従前の民法の解釈が変更されるものではない。

イ 控訴人は、除斥期間と解釈することが憲法17条に違反すると主張する。

5 しかし、憲法17条は、公務員の不法行為に対して国又は公共団体に対し損害賠償を求める権利については、法律による具体化を予定しているところ、公務員の不法行為による国又は公共団体の損害賠償責任を免除し、又は制限する法律の規定が同条に適合するものとして是認されるものであるかどうかは、当該行為の態様、これによって侵害される法的利益の種類及び侵害の程度、免責又は責任制限の範囲及び程度等に応じ、当該規定の目的の正当性並びにその目的達成の手段として免責又は責任制限を認めること
10 の合理性及び必要性を総合的に考慮して判断すべきである（最高裁平成14年9月11日大法廷判決・民集56巻7号1439頁参照）。

 民法724条後段の趣旨は前記アのとおりであって、国家賠償法4条を通じて、一定の時の経過により不法行為をめぐる法律関係を確定させるため請求権の存続期間を画一的に定めることを意図する民法724条後段を除斥期間と解釈することについては、一定の合理性・必要性を認めることができるから、このような解釈をすることが直ちに憲法17条に違反する
15 とはいい難い。

 したがって、控訴人の上記主張を採用することはできない。

(2) 民法724条後段の起算点について

ア 被控訴人の昭和23年の違法な立法行為によって制定された旧優生保護法の本件各規定に基づき、控訴人は、昭和35年頃（遅くとも同年中）、
25 高度な身体的侵襲を伴う優生手術を受けさせられ、これによってその生殖能力を不可逆的に喪失し、子をもうけるか否かについての意思決定をする自由を侵害されたのであるから、加害行為である優生手術と相当因果関係

にある損害は、優生手術実施時に将来生ずるべき損害を含むすべての損害が発生したといえる。

したがって、本件における民法724条後段の起算点は、昭和35年頃の優生手術実施時とするのが相当である。

5 イ これに対し、控訴人は、補正の上引用した原判決「事実及び理由」の「第3 当事者の主張」の6「(原告の主張)」(2)のとおり主張する。

しかし、被控訴人に優生手術を受けた者に対して個別の通知を行い、生殖能力を取り戻すための生殖補助技術の利用等を案内する国家賠償法上の法的義務の根拠は明らかではないし、子をもうけるか否かについての意思決定の自由を超えて、控訴人が主張する、性と生殖に関する情報とサービスにアクセスすることのできる権利及び最高水準の性と生殖に関する健康を得る権利が、国家賠償法上保護されるべき成熟・確立した権利であるともいかに認め難いから、その権利侵害が現在も継続しているということとはできない。また、民法724条後段が、その起算点を「不法行為の時」と明示的に定めていることにも照らすと、「不法行為の時」を、権利行使を現実に期待することができた時点であるとか、被控訴人の不法行為によるものと客観的に認識し得る時点であるなどと解することができないことは、原判決「事実及び理由」の「第4 当裁判所の判断」の6(3)イ(1)のとおりである。

したがって、控訴人の主張は採用することができない。

20 ウ そうすると、控訴人が本件訴訟を提起した平成30年5月17日の時点では、民法724条後段の起算日である優生手術が実施された昭和35年(遅くとも同年中)から2.0年が経過していたことになる。

(3) 民法724条後段の適用制限について

25 ア 控訴人は、原判決「事実及び理由」の「第3 当事者の主張」の6「(原告の主張)」(3)のとおり、本件において民法724条後段の規定

を適用することは、信義則違反・権利濫用により排除されるべきであると主張する。

5 控訴人の主張は、実質的には被控訴人による除斥期間の主張が信義則違反又は権利濫用であるという主張であると解されるが、不法行為による損害賠償を求める訴えが除斥期間の経過後に提起された場合、裁判所は、当事者からの主張がなくても、除斥期間の経過により当該請求権が消滅したものと判断すべきであるから、除斥期間の主張が信義則違反又は権利濫用であるという主張は、主張自体失当であるといわざるを得ない（前掲最高裁平成元年12月21日第一小法廷判決、前掲最高裁平成10年6月12日第二小法廷判決参照）。

10 イ 控訴人は、前記第2の3(2)（控訴人の主張）のとおり、除斥期間の適用が著しく正義・公平に反する事情が認められる場合には、民法158条ないし161条の法意に照らし、条理を根拠として、除斥期間の適用を制限すべきである旨主張する。

15 (7) 民法724条後段の20年の期間は、前記のとおり、不法行為による損害賠償請求権に関しては、加害者でなくても、長期間経過後に反証資料を失い、訴訟上加害者とされる者もあり得ることから、被害者の保護とその加害者と目される者の利害の調整を図った上で、法的安定性の見地から、被害者側の認識のいかんを問わず、一定の時の経過によって不法行為をめぐる法律関係を確定させるため、請求権の存続期間を画一的に定めたものと解されるから、被害者の固有の事情を考慮して除斥期間の規定の適用を制限するような例外を認めることは、基本的には相当ではない。しかし、このような除斥期間の規定も例外を一切許容しないものではなく、不法行為の被害者が当該不法行為を原因として心神喪失の常況にあるのに法定代理人を有しないまま、上記不法行為時から20年
20
25 が経過した場合（前掲最高裁平成10年6月12日第二小法廷判決参照）

5 や、被害者を殺害した加害者が被害者の相続人において被害者の死亡の
事実を知り得ない状況を殊更に作出し、そのために相続人がその事実を
知ることができず、民法915条1項所定のいわゆる熟慮期間が経過し
ないため相続人が確定しないまま、上記殺害時から20年が経過した場
合（前掲最高裁平成21年4月28日第三小法廷判決参照）のように、
10 被害者側の権利行使を客観的に不能又は著しく困難とする事由があり、
しかも、その事由が、加害者の違法行為に起因していて、除斥期間を理
由に権利行使を制限することが著しく正義・公平の理念に反する場合は、
時効停止規定（民法158条ないし160条）の法意に照らし、上
記事由が解消されてから6か月を経過するまでの間、除斥期間の規定の
適用が制限されると解するのが相当である。

15 (イ) これを本件についてみるに、補正の上引用した原判決の認定事実(7)
及び(8)によれば、控訴人は、精神科病院に入院した際、看護師から、
控訴人は「精神分裂病」であることを理由に不妊手術を受けることにな
った旨の説明を受けたため、上記病院がその判断で控訴人に対して不妊
手術をしたと認識していたこと、そのことを口外することは躊躇された
ため、配偶者や他人に打ち明けたり相談したりすることができなかつた
こと、そのため、自分の受けた手術が旧優生保護法の本件各規定に基づ
く優生手術であることを認識することができなかつたことを認めること
20 ができる。そうすると、控訴人が本件訴訟を提起するまで被控訴人に対
して損害賠償請求権を行使することができなかつた原因は、控訴人が、
精神科病院に入院させられ、精神障害といわれて不妊手術を受けさせら
れたことを他人に伝えて相談することができず、上記手術が、被控訴人
が立法した旧優生保護法中の本件各規定に基づく優生手術であることを
25 認識することができなかつた点にあるということが出来る。

(ウ) この点、控訴人が、他人に相談することができなかつたこと、本件各

規定に基づく手術であることを認識できず、被控訴人に対して損害賠償請求権を行使することができなかつたことについて、被控訴人の意図的な妨害行為があつたと認めることはできない。

5
しかし、旧優生保護法は、特定の精神疾患等を遺伝性精神病と指定し、そのことのみを理由として「不良」とみなし、「優生上の見地」から「子孫の出生を防止する」という優生思想を正面から目的に掲げ（旧優生保護法1条）、昭和23年に制定されてから平成8年に改正されるまで約48年間にわたり効力を有し、本件各規定に基づき、多数の優生手術が強制的に実施されていたこと、被控訴人は、国の施策として、学校教育の現場においても優生思想を国民一般に広めていたこと、さらに、10
平成8年の改正後においても、被控訴人は、平成31年に一時金給付法が成立するまで、旧優生保護法の本件各規定に基づく優生手術が適法である旨の見解を表明し、優生手術を受けた者に対して被害救済のための措置をとらなかつたことからすると、被控訴人が、違法な旧優生保護法を立法し、これに基づく国の施策により、優生思想を定着させ、障害者に対する根強い社会的な差別や偏見を正当化・固定化し、助長したものである。そして、このような社会的な差別や偏見は、精神科病院に入院させられ、精神障害といわれて優生手術を受けさせられた控訴人が、配偶者や他人にそのことを打ち明けて、旧優生保護法の本件各規定に基づく優生手術であつたことを認識し、被控訴人に対して損害賠償請求権を行使するために必要な情報を得ることを阻害したといふことができる。

15
20
25
以上のおり、旧優生保護法の本件各規定による人権侵害が強度である上、憲法を尊重し擁護する義務を負う国会議員（憲法99条）自身が、違法な立法行為やこれに基づく施策によって、障害者に対する根強い社会的な差別や偏見を正当化・固定化し、助長してきたものであり、これ

に起因して、控訴人が旧優生保護法の本件各規定に基づく優生手術であったことを認識し、被控訴人に対して損害賠償請求権を行使するために必要な情報を得ることが著しく困難となっていたことに照らすと、控訴人が権利行使をすることを客観的に著しく困難とする事由があり、その事由が加害者である被控訴人の違法行為に起因するものであったというべきであって、このような場合に、控訴人について除斥期間の適用をそのまま認めることは、著しく正義・公平の理念に反するというべきである。

そうすると、権利行使を不能又は著しく困難とする事由がある場合に、その事由が解消されてから6か月を経過するまでの間、時効の完成を延期する時効停止規定（民法158条ないし160条）の法意に照らし、控訴人が旧優生保護法の本件各規定に基づく優生手術であったことを認識し、被控訴人に対して損害賠償請求権を行使するために必要な情報を得ることが困難な状況が解消されてから6か月を経過するまでの間、除斥期間の適用が制限されるものと解するのが相当である。

(エ) 補正の上引用した原判決の認定事実(8)によれば、控訴人は、精神科病院に入院させられ、精神障害といわれて不妊手術を強制的に受けさせられたことは認識していたものの、障害者に対する社会的な差別や偏見のため、優生手術を受けてから約57年間もの長きにわたって、配偶者や他人にそのことを打ち明けて、旧優生保護法の本件各規定に基づく優生手術であったことを認識し、被控訴人に対して損害賠償請求権を行使するために必要な情報を得ることが困難であったところ、平成30年1月30日頃、旧優生保護法に基づく優生手術を受けたことが違法であるとして仙台地方裁判所に損害賠償請求訴訟が提起されたことを知り、自分も同じ優生手術を受けたのではないかと考えて、配偶者に対して自らが受けた不妊手術のことを打ち明け、同年2月に弁護士に相談したこと

5
で、初めて控訴人が受けた手術が旧優生保護法に基づく優生手術であることを認識し、被控訴人に対する権利行使が可能な状況になって、権利行使をすることが困難な状況が解消され、それから6か月を経過する前の同年5月17日に訴えを提起したのであるから（前提事実(5)）、除斥期間の経過による権利失効の効果は生じないというべきである。

10
(オ) これに対し、被控訴人は、本件では民法158条ないし161条が定める事由はないことや、控訴人が旧優生保護法の平成8年改正前の時点で強制的に不妊手術を受けたことを認識していたこと、被控訴人が昭和54年以降、旧優生保護法に基づく優生手術の対象であった障害者等に対する差別等を解消するための取組を行ってきたこと等を指摘し、除斥期間が適用される旨主張する。

15
しかし、民法158条ないし161条の時効の停止は、時効完成直前に権利者の権利行使を不能又は著しく困難とする事由がある場合に、その事由の消滅後一定期間が経過するまで、時効の完成を延期させる制度であるから、各規定に直接該当する事由が存在する場合だけでなく、これらの事由と同程度に被害者による権利行使を客観的に不能又は著しく困難とする事由がある場合に、その原因を作った加害者が損害賠償義務を免れることは、著しく正義・公平の理念に反するというべきであり、その限度で民法724条後段の効果を制限することは条理にもかなうと
20
いうべきであって、このように解しても、被害者の保護とその加害者と目される者の利害の調整を図った上で、法的安定性の見地から不法行為による損害賠償請求権の除斥期間を定めた規定である民法724条後段の趣旨目的に反するものではない。

25
控訴人が、強制不妊手術を受けたことを認識していたからといって、前記(ウ)のとおり、障害者に対する根強い社会的な差別や偏見の存在により、控訴人が上記手術を受けたことを他人に相談して自らが受けた手

術が本件各規定に基づく優生手術であることを認識し、被控訴人に対して損害賠償請求権を行使することは、客観的に著しく困難であったといえることができる。

また、上記の社会的な差別や偏見に対しては、昭和50年代以降、これを解消するべく、法律の制定や改正がされてきたものの、被控訴人の厚生労働省雇用均等・児童家庭局長は、平成28年3月22日開催の参議院厚生労働委員会において、旧優生保護法施行当時に行われた本件各規定に基づく優生手術は適法に行われたから、当時の手術に関して損害賠償することは難しいと考える旨答弁し（原判決認定事実(5)イ）、平成8年改正後においても、優生思想が必ずしも許容されないものではなかったように受け取ることで対応をしていたこと、令和3年に至っても法律の制定や改正が行われており、未だ差別や偏見の解消が万全ではないという社会的事実が存在することに照らすと、被控訴人が主張するような法律の制定や改正の動きがあることをもって、控訴人において、平成30年1月30日頃仙台地方裁判所に旧優生保護法に基づく優生手術が違法であるとして訴えが提起されたことが報道され、同年2月に弁護士に相談をして自らが旧優生保護法に基づく優生手術を受けたことを認識するより前の時点で上記の権利行使を困難とさせる客観的な事情が解消されていたということとはできない。

ウ なお、控訴人は、憲法17条違反や条約等を根拠とする民法724条後段の規定の適用制限についても主張するが、前記5で認めることのできる損害賠償請求権については、上記イのとおり、除斥期間の適用が制限され、権利失効の効果は生じないから、上記イの判断に重ねて上記主張に対する判断を要しない。

(4) 以上のとおり、控訴人が有する損害賠償請求権が民法724条後段の規定により消滅したということとはできず、被控訴人の上記主張を採用することは

できない。

8 その余の控訴人の主張について

控訴人が主張する損害は、優生手術により生殖能力や子をもうけるか否かについての意思決定をする自由を侵害されたことによる精神的損害であり、仮に控訴人が主張するその余の違法行為（国会議員の立法不作為及び厚生労働大臣の不作為）が認められたとしても、これにより認めることができる損害額は、上記5で認めることができる損害賠償請求権に係る損害額（上記6）を上回るものとは認められないから、その余の控訴人の主張については、判断を要しない。

10 第4 結論

以上によれば、控訴人の請求（当審における拡張請求を含む。）は、被控訴人に対し、1650万円及びこれに対する平成30年6月23日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由がある。

よって、これと異なる原判決を取り消し、控訴人の請求（当審における拡張請求を含む。）を主文第2項記載の限度で認容し、その余の請求を棄却することとして、主文のとおり判決する。なお、主文第2項について、仮執行宣言を付する（被控訴人の申出によりその執行開始時期を本判決が被控訴人に送達された後14日経過した時とする。）とともに、被控訴人の申立てにより、担保を条件とする仮執行免脱宣言を付することとする。

札幌高等裁判所第3民事部

裁判長裁判官

大 竹 優 子